

特定子ども・子育て支援施設等

指導検査基準

(令和8年7月1日適用)

武蔵野市 子ども家庭部 子ども育成課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又は関係通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

目

次

1	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1
2	利用料及び特定費用の額の受領	1
3	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1
4	施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	2
5	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	2
6	秘密保持等	2
7	記録の整備	3
8	電磁的記録等	3
9	確認事項の変更の届出	4

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
2	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）	運営基準
3	特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（令和元年11月27日府子本第689号・元文科初第1118号、子発第1126第2号通知）	府子本第689号通知
4	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）	子ども・子育て支援法施行規則
5	武蔵野市特定子ども・子育て支援施設等の確認に係る手続に関する規則（令和元年武蔵野市規則第49号）	市確認手続規則

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 運営基準第54条	(1) 特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 記録された内容が不十分である。	C B
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。	1 施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払を受けているか。	(1) 運営基準第55条第1項	(1) 施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払いを受けていない。 (2) 利用料の受領が不十分である。	C B
	2 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合にあつては、特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	1 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	(1) 運営基準第57条	同上	同上
	3 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条第1項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 あらかじめ、支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにしているか。また、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	(1) 運営基準第55条第2項	(1) 求める事項を書面により明らかにしていない。 (2) 施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。 (3) 支払いを求める書面の記載内容が不十分である。	C C B
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、運営基準第55条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付しているか。	(1) 運営基準第56条第1項	(1) 領収証を交付していない。 (2) 領収証の交付が不十分である。 (3) 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載されていない。	C B C
	2 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合にあつては、特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、運営基準第55条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付しているか。	(1) 運営基準第57条	同上	同上

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 運営基準第56条第1項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	(1) 運営基準第56条第2項	(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付が不十分である。 (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C B B
	4 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。	1 该市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、施設等利用費の額を通知しているか。	(1) 運営基準第57条	(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額を通知していない。 (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額の通知が不十分である。 (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書・施設等利用費の額の通知の記載内容が不十分である。	C B B
4 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。	1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとした際、支給に係る市町村に通知をしているか。	(1) 運営基準第58条	(1) 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとした際、支給に係る市町村に通知していない。	C
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	(1) 運営基準第59条	(1) 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。	C
6 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 施設若しくは事業所の職員及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	(1) 運営基準第60条第1項	(1) 正当な理由がなく、施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしている。	C
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1) 運営基準第60条第2項	(1) 職員であった者が、正当な理由がなく、施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。 (2) 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	(1) 運営基準第60条第3項	(1) 施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により施設等利用給付認定保護者の同意を得ていない。	C
7 記録の整備	1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 【職員に関する記録の例】 ・労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類等（雇用契約書・労働条件通知書等） ・各時間帯において保育従事者が基準どおり配置されていることがわかる書類（勤務表、出勤簿、タイムカード等） ・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類 ・安全衛生管理体制がわかる書類（衛生管理者又は衛生推進者の選任状況がわかる資料等） ・職員の健康診断の実施状況がわかる書類 【設備（安全管理）に関する記録の例】 ・施設・設備が、法令その他市が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類（平面図等） ・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類（安全点検簿、調理施設等衛生管理記録等） ・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかがわかる書類（避難訓練の記録、事故簿・ヒヤリハット簿、安全管理マニュアル等） 【会計に関する記録の例】 ・適正な会計処理のため必要な事項について定めた経理規程 ・各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等） ・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 運営基準第61条第1項 (2) 府子本第689号通知	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。 (2) 職員、設備及び会計に関する諸記録が不十分である。	C B
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び運営基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援の提供の記録を整備し、保存しているか。 2 市町村への通知に係る記録を整備し、保存しているか。	(1) 運営基準第61条第2項	(1) 記録を整備・保存していない。 (2) 5年間記録を整備・保存していない。 (3) 整備・保存が不十分である。	C C B
8 電磁的記録等	1 特定子ども・子育て支援提供者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、運営基準の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。	1 電磁的方法により書面等を提供することについて、教育・保育認定保護者等に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	(1) 運営基準第62条第1項～4項	(1) 電磁的方法により書面等を提供することについて、教育・保育認定保護者等に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>また、特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を運営基準第62条2項に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。</p> <p>電磁的方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成できるものでなければならない。</p> <p>特定子ども・子育て支援提供者は、電磁的方法により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 電磁的方法のうち特定子ども・子育て支援提供者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方法</p>				
	<p>2 運営基準第62条第4項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び同条同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>2 教育・保育給付認定保護者等から電磁的方法による記載事項の提供を受けない旨の申出があったにもかかわらず、重要事項を電磁的方法により提供していないか。</p>	<p>(1) 運営基準第62条第5項</p>	<p>(1) 教育・保育給付認定保護者等から電磁的方法による記載事項の提供を受けない旨の申出があったにもかかわらず、重要事項を電磁的方法により提供している。</p>	C
<p>9 確認事項の変更の届出</p>	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、以下の事項に変更があったときは、10日以内に、関係書類を添えて、市に届け出なければならない。</p> <p>【変更があった場合に届出が必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設又は事業所の名称、設置の場所 ・設置者又は申請者の名称及び主たる事業所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・設置者又は申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書 ・施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・役員の氏名、生年月日及び住所 <p>(市確認手続規則第4号様式（武蔵野市特定子ども・子育て支援施設等確認変更届）により届け出なければならない)</p>	<p>1 確認事項の変更を10日以内に届け出ているか。</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援法第58条の5</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法施行規則第53条の3第1項</p> <p>(3) 市確認手続規則第5条</p>	<p>(1) 確認事項の変更を10日以内に市に届け出していない。</p>	C